

令和 7 年 3 月 31 日付、津和野町公告第 11 号により公告した津和野町農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 8 項の規定により公告します。

令和 8 年 5 月 15 日

津和野町長 下 森 博 之

記

1. 地域計画を変更した地域

- (1) 木部地区（奥ヶ野、三歩市、本郷、長野、福谷、中川、下組、川尻、中組・畑・小野、吹野上、吹野下）
- (2) 畑迫地区（畑迫・白石、西谷・出合、木毛、市尾・戸谷、上横瀬・下横瀬、鳥井・田平、上高野、下高野、吉ヶ原、野中、山入、虹ヶ谷、中原、喜時雨、高田、田代・徳次、牧ヶ野、白井・木尾谷）
- (3) 津和野地区（中座、門林）
- (4) 小川地区（寺田、岩瀬戸、上千原、下千原、和田、麓郷、直地上、野広、木野、沼原、元笹山）
- (5) 滝元地区（滝元上、滝元下、小直、木ノ口）
- (6) 池河地区（野口、脇本、野地、三渡曾庭、堤田、商人下、程彼、宿谷）
- (7) 青原地区（青原、柳、二俣、小瀬、鹿谷、大木、添谷）
- (8) 須川地区（相撲ヶ原上、相撲ヶ原下、日浦西、日浦東、須川元郷）
- (9) 左鑑地区（左鑑西・左鑑東・上横道・下横道・一の谷）

2. 変更理由

現状に伴う変更。

以上